

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年3月31日
山梨市長

市町村名 (市町村コード)	山梨市 (19205)
地域名 (地域内農業集落名)	山梨 (正徳寺、落合、小田屋、上岩下、山根、矢坪、万力一区、万力二区、万力三区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月16日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作条件の良い農地は希望者が多く借り手はすぐ見つかるが、傾斜地など耕作条件の厳しいところは借り手が見つからず荒廃しており、特に中山間地域は荒廃農地化が進んでいる。
若い世代は勤め人が多く、跡を継ぐかどうか分からず、後継者不足が危惧される。
万力地区は畑総事業を取り入れた結果、機械化が進み省力化に繋がった。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

現状、モモは正徳寺地区を中心に生産しているが、それ以外の地域ではブドウを主に栽培しており、今後もこの傾向は続くと思われる。モモからブドウへの転換はあまり見られない。
耕作条件の厳しい中山間地域については、基盤整備などを実施することで荒廃化を防ぎ農地を守っていくことが必要ではないか。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	308 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	308 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域は特に定めない。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針※</p> <p>農地の貸出や売却の意向がある場合はその情報を市やJAに集約し、地域で信頼できる担い手への農地集積を進める。 農地を引き受ける担い手を増やすために、新規就農者の育成をしていく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針※</p> <p>貸出や売却の意向が確認された農地については積極的に農地中間管理機構の活用を推進していく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針※</p> <p>農道や用排水路などの農業施設の修繕や整備などを地域と市の協議のうえ行う。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※</p> <p>必要に応じて、地域の農業者が新規就農者を将来の地域農業の担い手となるようサポートする。 また、地域の人たちとのつながりができるようサポートするなど、新規就農者が農地の貸し借りを円滑に行える体制を構築する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>特になし</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

<p>【選択した上記の取組方針】</p>
